

# 第3節 男女共同参画

## 1 男女共同参画（男女共同参画推進部 男女共同参画推進課・男女共同参画センター）

### (1) 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

わが国において、「男女共同参画社会基本法」（平成11年）が制定されたことに伴い、本市では、主要政策として男女平等社会の実現をめざすことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、平成14年3月に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定、平成14年4月1日より一部施行し、同年10月1日に完全施行した。

#### <基本理念（第3条）>

「男女共同参画社会基本法」に定めている5つの基本理念の他に、「性と生殖に関する健康と権利」「男女の性別にとどまらない、あらゆる人の人権についての配慮」が含まれている。

#### <すべての人が男女平等社会づくりに責任をもつ（第4条～第7条）>

「市」「市民」「事業者」「教育関係者等」の責務を規定している。

#### <性別による権利侵害の禁止（第8条）>

「性別を理由とする権利侵害・差別的取扱の禁止」「あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止」「個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスとこれと関連する児童虐待の禁止」を規定している。

#### <公衆に表示する情報に関する留意（第9条）>

ポスターや広告などで、固定的な性別役割や、性暴力などを助長、連想させる表現・人権を侵害する性的な表現を行わないよう努める。

#### <審議会等の委員の構成（第13条）>

審議会等の委員の構成について、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満としないよう努める。

#### <男女平等に関する苦情・相談処理制度（第16条・第17条）>

市民等は、市が行う男女平等推進施策や男女平等社会の形成に影響を及ぼす施策などに関する『苦情や意見』、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントなどにより具体的な被害や不利益を受け、相手方に対し改善を求めるものに関する『相談』を市長に申し出ることができる。

## (2) 第4期さかい男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現をめざして、本市における施策を総合的かつ効果的に推進するために、行政や市民などの取り組むべき目標や課題を示し、施策の基本的方向と内容を明らかにしたものである。昭和58年に第1期、平成5年に第2期堺市女性問題行動計画（さかい女性プラン）を策定した。第2期計画の中間年にあたる平成9年に、堺市女性問題懇談会からの提言の趣旨等をふまえ、『男女共同参画「さかい女性プラン」－男女共同参画社会の実現をめざして－第2期女性問題行動計画（改定）』を策定した。平成13年3月に堺市女性問題懇談会より市長に提出された「第3期さかい男女共同参画プランに対する提言」をもとに翌年2月にプランを策定した。その後、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」の施行に伴い設置した堺市男女平等推進審議会にて、条例に定める「基本計画」として承認された。

また、計画の中間年にあたる平成19年3月には、策定後の社会情勢の変化やこれまで実施した施策をふまえ、後期実施計画の策定を含むプランの改定を行った。

平成22年には、近年の社会情勢の変化の中で男女の意識や行動がどのように変化してきているのかを明らかにし、今後の施策推進の参考とするため「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（以下「市民意識・実態調査」という。）を行った。本調査結果や平成23年5月に堺市男女平等推進審議会より市長に提出された「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）」を基に「第4期さかい男女共同参画プラン」を平成24年3月に策定した。平成28年度（中間年度）には、平成27年度実施の市民意識・実態調査結果や、平成28年5月に審議会より市長に提出された「第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について（答申）」を基に、「第4期さかい男女共同参画プラン」の改定を行い、平成29年度からの後期実施計画を策定した。

### 基本課題

1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
2. すべての人が安心して暮らせる環境の整備
3. 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進
4. 地域における男女共同参画の推進
5. 男女共同参画による都市魅力の創出

計画期間 平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）まで

### (3) 第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

#### (DV防止基本計画)

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす絶え間ない取り組みが必要である。特に、配偶者からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス〔以下、「DV」という。〕）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するために、「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、第1次計画）を平成25年3月に策定した。

第1次計画が平成29年度で計画期間が終了するため、平成28年度に次期計画策定にあたっての基礎資料として、「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」を行った。平成29年5月に審議会より市長に提出された『（仮称）第2期堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』の策定に関する基本的な考え方について（答申）」を基に、平成30年3月に「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（以下、第2次計画）を策定した。

第2次計画では、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その根底にはジェンダーに基づく差別意識が大きく関わっていることを理解し、暴力による支配関係のない男女平等社会の実現を目標としている。

#### 基本方針

1. DVを許さない意識づくりの推進
2. 安心して相談できる体制の整備
3. 被害者の安全確保の徹底
4. 被害者の自立支援と生活再建の支援
5. 推進体制の充実

計画期間 平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで

#### (4) 啓発事業の推進

##### ① 男女共同参画推進講師派遣事業

地域における男女共同参画を今後一層推進するため、市民団体（男女共同参画交流の広場登録団体）が開催する男女共同参画の学習会などに講師謝礼の一部を市が負担し講師を派遣している。

##### ② さかい男女共同参画週間（1月21日を含む1週間）

平成7年1月21日に『女と男がいきるのやSAKAI宣言』を採択したことを記念し、特に『女性の参加から参画』の重要性を掲げ、平成8年度に「さかい男女共同参画週間」を設置した。男女共同参画社会の実現に向けた事業を様々な観点から継続的、集中的に展開することにより、市民の意識変革を図り、行動に移すことを目的としている。

週間中には、市民（男女共同参画推進会議）の企画・運営による記念講演会、ワークショップその他男女共同参画に向けた事業を実施している。

##### ③ 啓発冊子の発行等

「Windyー男女共同参画推進課だより」（年間1回）や「ひろばだよりー男女共同参画交流の広場情報紙」（年間3回）、啓発冊子の発行など身近な情報を発信し、人権意識の高揚や男女共同参画についての理解を深めることを目的としている。

##### ④ 女性への暴力防止に向けた取り組み

夫・恋人等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題と位置づけ、その防止に向けた市民啓発や関係職員研修に取り組んでいる。

##### ⑤ デートDV等予防出張セミナー

暴力による支配関係のない男女平等社会の実現には、次世代を担う若者が、配偶者等からの暴力（DV）や交際相手からの暴力（デートDV）、性暴力について、正しい知識を身につけ、被害者にも加害者にもならないという当事者意識を高めることが特に重要であるとの認識から、専門知識を持つ団体等から講師を派遣し、DV、デートDV、性暴力の予防啓発セミナーを実施。堺市内の小学校、中学校、高校、大学、専門学校の学生を対象としている。

##### ⑥ 男女共同参画リーダー養成講座

社会のあらゆる分野にあるジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）を正しく理解し、性別にとらわれることなく自分らしい生き方を創造するための気づきを与えるとともに、ジェンダーに敏感な視点を持ち、地域において男女共同参画を推進する人材を養成することを目的に、市民を対象とした5回連続講座を開催。

#### (5) 男女共同参画に関する調査

男女共同参画に関する意識の現状と市民ニーズ等を把握するため、必要に応じて、市民に対し調査を実施する。

平成22年度・27年度・令和2年度「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施  
平成28年度「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」を実施  
令和2年度実施の調査より、男女間における暴力に関する項目も含め、調査を実施する。

## (6) セーフシティさかい

(男女共同参画推進部 男女共同参画推進課、市民生活部 市民協働課)

「堺セーフシティ・プログラム」の取り組みと実績をふまえながら、女性や子どもをはじめすべての市民にとって安全・安心なまちをめざすために、活動名称を「セーフシティさかい」とし、取り組みを推進する。

## (7) 男女共同参画交流の広場

男女共同参画社会の実現に向けて、グループ等の活動支援やネットワークづくりの推進、男女共同参画に関する情報を収集・提供する場の確保を図るために設置。

所在地 東区北野田1077 アミナス北野田3階

電話番号 236-8266

ホームページ [http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan\\_koryu/kyodosankakuhiroba.html](http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodosankakuhiroba.html)

延床面積 約94㎡

開設年月日 平成12年10月

休館日 月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

祝日が日曜日にあたる場合は、日曜日を開館し、翌月曜日及び翌火曜日を休館日とする。祝日が月曜日にあたる場合は、月曜日及び火曜日を休館日とする。

実施事業

### 1. 情報収集・提供

図書コーナー…男女共同参画に関する図書を分野別に分類し、閲覧や貸出しも利用できる。

ビデオ・DVDコーナー…広場での鑑賞や貸出しを利用できる。

インターネットコーナー…調べ物や情報収集に利用できるパソコンを設置。

### 2. 交流・活動支援

オープンスペースとして利用可能。印刷機・コピー機（有料）を設置。

各グループ間の連絡等に利用できる情報交換トレーを設置。

### 3. 女性の悩みの相談（面接相談／予約制）

気持ちや感情の整理をともに考える機会の提供を目的に、カウンセラーによる悩みの相談を実施。（1人50分）

### 4. 男性の悩みの相談（面接相談・電話相談／予約制）

気持ちや感情の整理をともに考える機会の提供を目的に、カウンセラーによる悩みの相談を実施。（1人50分）



男女共同参画交流の広場

## (8) 男女共同参画センター（コクリコさかい）

所在地 堺区宿院町東4-1-27

電話番号 223-9153

敷地面積 1,326㎡ 建築面積 819㎡

延床面積 2,029㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 昭和55年9月1日

休館日 月曜日、祝休日（その日が月曜日にあたるときはその翌日）、12月29日から翌年の1月3日までの日



男女共同参画センター

### 事業内容

男女共同参画社会実現のため以下の事業に取り組む。

#### ①市民啓発講座等企画運營業務（堺 自由の泉大学）

男女共同参画社会を実現することを目的として、市民一人ひとりが元気に自己実現を果たし、地域社会に貢献するための生涯学習の場として開催

- ・一般教養講座 約20講座 年間100回以上
- ・市民啓発コース別講座 約50講座 各講座16回程度
- ・地域社会リーダー養成実践コース 約60講座 各講座16回程度

#### ②相談事業

電話相談・面接相談で、女性差別問題、生活問題、健康医療等についての相談。内容によっては、弁護士等専門家が相談に対応する。

#### ③直営事業

女と男のエンパワーメント講座/ステップ・アップ・スタディ/コクリコさかいのつどい/女性教育振興事業等

#### ④情報図書コーナー

女性に関する各種の情報資料、図書、雑誌、他都市の資料、新聞などの閲覧および貸出等を行っている。（蔵書数 約4,000冊、雑誌）

#### ⑤一時保育事業

各講座開講中、受講生を対象に行う、一時保育事業。（2歳以上の未就学児）

## 2 生涯学習（男女共同参画推進部 生涯学習課）

### (1) 生涯学習の支援

市民が生涯にわたって主体的に学習や活動を行えるよう、学習機会の拡充、施設の整備、学習成果を生かす場の確保を行うとともに、大学・企業・NPO・各種団体との連携・協力体制の整備に努めている。

また、ホームページを利用して、生涯学習情報の提供を行い、個人や自主学習グループ等の学習や活動を支援している。

### (2) 堺市生涯学習まちづくり出前講座（どこでもセミナー）

市職員が地域に出向き、市の事業施策についての講義や説明を行い、市民の市政に関する理解を深めるとともに、多様な課題やテーマについての学習機会を提供している。

#### 令和元年度実施状況

講座数（講座）	延開催回数（回）	延参加者数（人）
95	305	10,391

### (3) 生涯学習広域講座（おおさかふみんネット）

大阪府と府内市町村が連携して実施する生涯学習事業。本市は、泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町とともに泉北ブロックを構成しており、令和元年度は生涯学習に関する情報交換や、取組事例の紹介などを目的に、担当者会議を開催した。

### (4) 生涯学習サポーター養成講座

地域や職場、サークルなどで、活動や学習の企画・運営に対して協力・援助するなどの生涯学習活動や仲間づくりを推進する人材を養成している。

#### 令和元年度実施状況

内容	講座回数（回）	受講者数（人）
生涯学習理論、堺の歴史と文化、コミュニケーショントレーニング等	10	32

### (5) 情報ラウンジ

所在地 北区金岡町1089-1 金岡公民館1階 情報図書コーナー内

休館日 金岡公民館の休館日に準ずる

情報ラウンジでは、市民主体の生涯学習を推進するため、生涯学習に関する情報の提供や学習グループ等の交流・情報交換、市民ボランティアによる学習相談を行っている。

## (6) 公 民 館

市民の自主的な学習活動や地域コミュニティ活動の支援を目的として、活動の場を提供している。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	延床面積 (㎡)
錦 西	堺区柳之町西 1-3-19 (青少年センター 2階)	228-8683	139
八 田 荘	中区八田寺町219-1	273-6625	283
東 百 舌 鳥	中区土塔町2363-23	234-9500	721
福 泉	西区草部183-1	273-6628	811
金 岡	北区金岡町1089-1	257-6890	1,116
新 金 岡	北区新金岡町 4-1-8 (新金岡市民センター 3階)	255-3120	784

(注) 上記公民館は社会教育法に基づく施設である。

休館日 月曜日（祝休日のときは火曜日も休館）・祝休日、12月29日から翌年1月3日までの日

開館時間 午前9時から午後9時

但し、錦西公民館・八田荘公民館・福泉公民館は日曜日のみ午前9時から午後5時

### 令和元年度利用状況

上記6館の年間延利用件数 11,872件、 延べ利用者数 150,108人